

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	岩神地区 (岩神集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地アンケート調査によると、地域内の農業者の平均年齢は66.4歳で、町平均の70.1歳と比べて低くなっているが、後継者のめどが立っていない農業者は7割を超えている。人口減少により担い手自体が不足し、水路等の管理の負担感が増大しているほか、耕作放棄地が増加してきている。耕作中の農地では、獣害被害が拡大し、対策に追われている。また、地権者の世代交代により、集積がうまく進まない現状もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農家の自立経営の可否によって全か無かの結果が出ているため、集落外から耕作者を呼び込むなどしながら、補助事業等の活用により支援を受け、農地を維持し、景観を守る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字岩神(岩神集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
1人の担い手に偏らないよう、地域全体で農地の利用を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定の代行が欲しい
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。(現時点では必要ない)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
各戸がそれぞれ経営が成り立っている前提で、後進の手伝いを積極的に行うなど、新たな担い手の育成・確保にも取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
サービスが活用できる経営状況を見ながら、必要に応じて検討する。

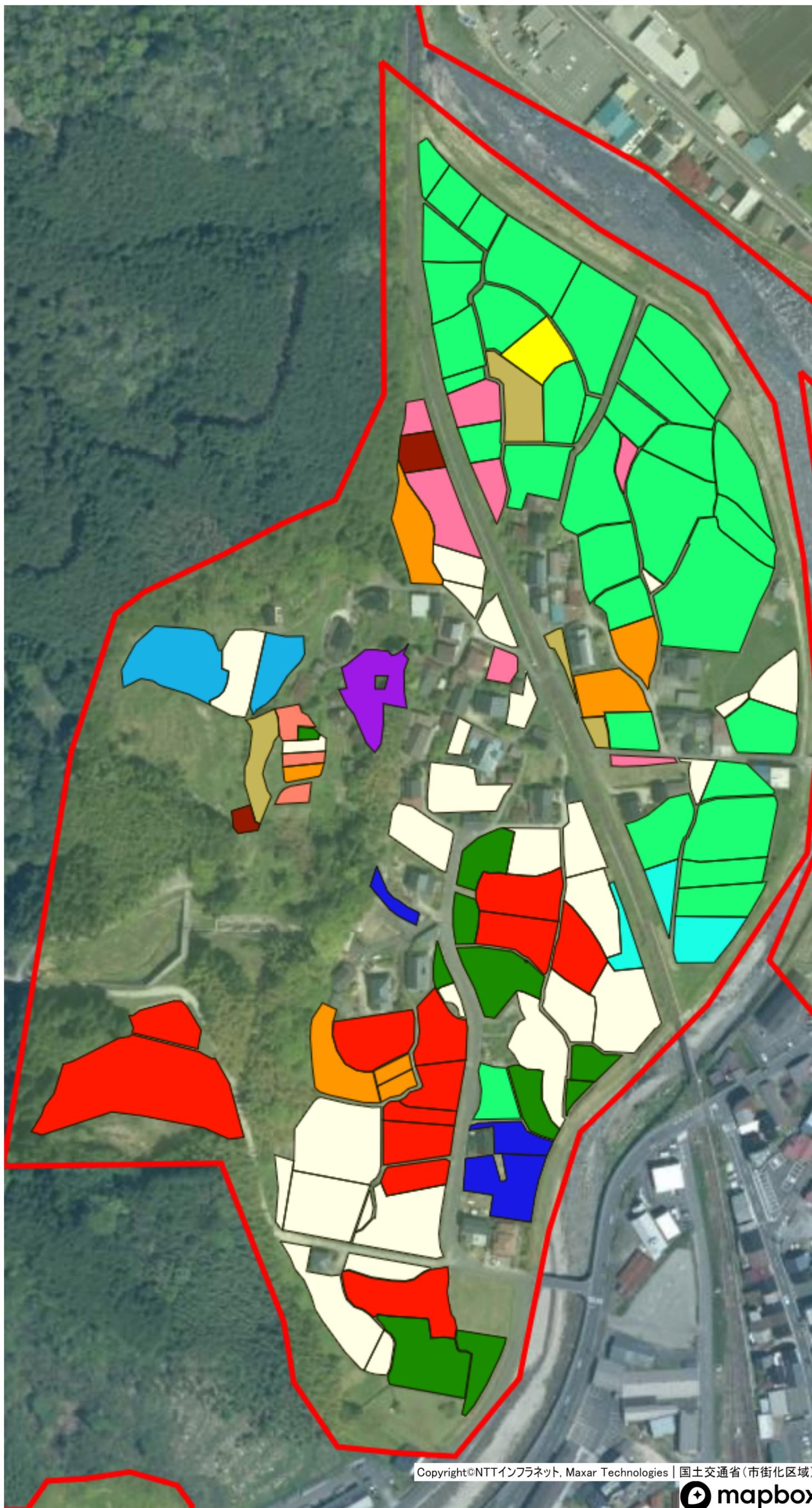
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・獣害対策は必須だが、個人では対応にも限界があるため、地域全体で対策を進める必要がある。
- ・地域内のブドウ農家を担い手の入口として、農地利用の拡大を図る。

岩神地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- 検討中農地